



日建連活動報告

2021年 1月29日

一般社団法人 **日本建設業連合会**
JAPAN FEDERATION OF CONSTRUCTION CONTRACTORS

日建連中部支部 総務委員会 災害対策部会

0

目 次

- ・ 1. 社団法人日本建設業連合会について
- ・ 2. 日建連中部支部活動
 - 1) 多発する自然災害への対応
 - 2) 建設業の課題
 - ・ 建設技能者不足への対応
(働き方改革の推進)

1

日建連について



日本建設業連合会(日建連)は、
わが国建設業の主幹的団体として、会員はもとより、
政府、発注機関、各種経済団体、業界団体や労働組合など、
関係する組織・団体と連携して、
「建設業の長期ビジョン」に掲げた
目標の達成に向けた活動を積極的に推進し、
建設業再生を確実なものとします。

安全・安心の確保
地震、台風、暴風、暴雨などが多発する自然災害から建設の命と暮らしを守るため、防災・減災、防災対策を推進しています。

経済基盤の強化
わが国の経済を活性化し、持続的な成長を確保するため、地下鉄、交通、物流、都市開発の推進に取り組んでいます。

環境への対応
企業社会、産業社会、自然社会の調和に向け、建設プロジェクト全体にわたる環境対策を推進し、持続可能な社会づくりに貢献します。

確かなものを 地球と未来に

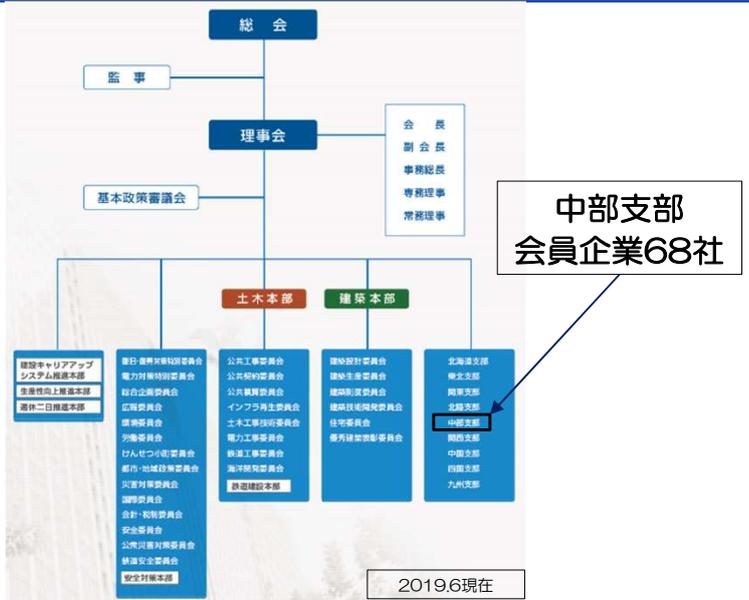
日建連法人会員(総合建設業)
若い世代の確保・育成と生産性の向上を期し、自らにわたって良質な生産設備を維持し、高い品質・信頼性を中心とした活動を通じて、国民生活の安全・安心の確保、産業社会の発展に貢献していきます。

担い手の確保・育成
業界の若い世代による優秀な技術継承の確保と、建設技術者の高度化・専門化の促進を積極的に推進しています。

生産性の向上
生産年齢人口の減少する中、建設現場に効率化対応できる生産性を発揮する人材・個人への教育・研修、生産の個人化・自動化の向上に取り組んでいます。

2

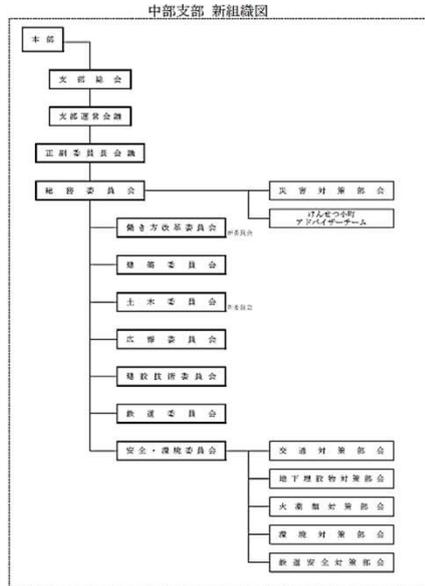
日建連組織



2019.6現在

3

日建連中部支部の委員会活動



会員名簿

アイサワ工業	西濃建設	日本国土開発
青木あすなろ建設	西武建設	ノバック
あおみ建設	銭高組	ビーエス三菱
浅沼組	大旺新洋	福田組
新井組	大成建設	フジタ
安藤・間	大成ロテック	不動テトラ
岩田地崎建設	大鉄工業	本間組
大林組	大日本土木	前田建設工業
大林道路	大豊建設	前田道路
大本組	竹中工務店	三井住友建設
奥村組	竹中土木	みらい建設工業
オリエンタル白石	TSUCHIYA	村本建設
鹿島建設	鉄建建設	名工建設
鹿島道路	東亜建設工業	森組
株木建設	東急建設	森本組
熊谷組	東洋建設	欠作建設工業
鴻池組	徳倉建設	吉川建設
五洋建設	戸田建設	吉田組
佐藤工業	飛鳥建設	寄神建設
シーエヌ建設	西松建設	ライト工業
シェイブール東海建設	日特建設	りんかい日産建設
清水建設	NIPPO	若築建設
ショーボンド建設	日本道路	

(支部会員68社/2020年3月31日現在)

日建連中部支部活動

1) 多発する自然災害への対応

2) 建設業の課題

- 建設技能者不足への対応
(働き方改革の推進)

今年も連続して発生している自然災害

2019年6月18日山形県沖地震
マグニチュード6.7 震度6強 新潟県村上市



6

6

今年も連続して発生している自然災害

2020年7月 令和2年7月豪雨による災害

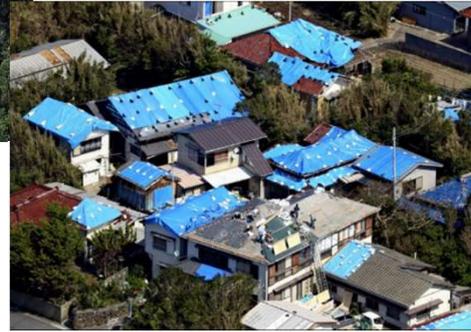


7

7

今年も連続して発生している自然災害

2019年9月 台風第15号による災害



8

8

今年も連続して発生している自然災害

2019年9月 台風第15号による災害



緊急資材搬送

9

9

災害又は事故における緊急的な応急対策等の支援に関する包括的協定書



災害又は事故における緊急的な応急対策及び建設資材調達に関する包括的協定書

国土交通省中部地方整備局長（以下「甲」という。）並びに長野県知事、岐阜県知事、静岡県知事、愛知県知事、三重県知事、静岡県長、浜松市長、名古屋市長、独立行政法人水資源機構中部支社長、中日本高速道路株式会社東京支社長、中日本高速道路株式会社八王子支社長、中日本高速道路株式会社金沢支社長、中日本高速道路株式会社名古屋支社長、及び名古屋高速道路公社理事長（以下これらを総称して「乙」という。）と一般社団法人日本建設業連合会中部支隊長（以下「丙」という。）は、災害又は事故（そのまゝ放棄すれば、直ちに長官につながるおそれがある場合に限る。）における緊急的な応急対策及び建設資材等の調達（以下、併せて「業務等」という。）に関し、次のとおり包括的協定を締結する。

（目的）
第1条 この協定は業務等の範囲において発生した、地震・大規模の異常な自然現象による災害又は事故が発生した場合に行う業務等に必要な事項を定め、もって被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

（業務等の範囲）
第2条 業務等の範囲は、甲又は乙が管理若しくは工事中の公共土木施設（高速道路会社、高速道路公社にあっては自社施設を含む。）（以下「所管施設等」という。）における災害又は事故発生箇所とする。

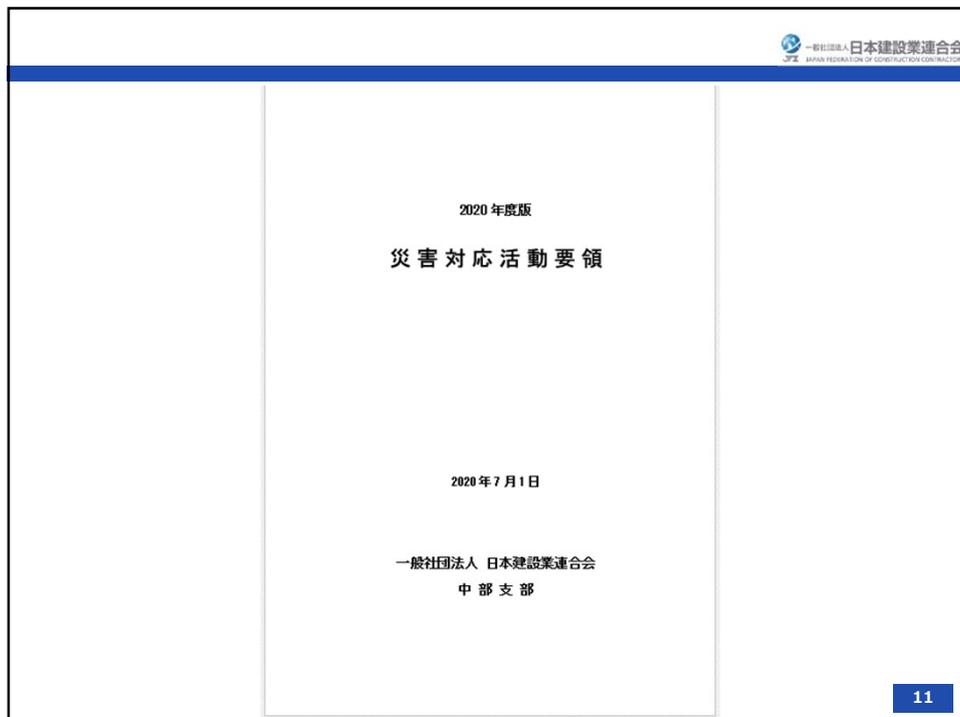
2 前項に規定する範囲外に於て必要として、甲若しくは甲の所掌する事務所及び事務所（以下「事務所等」という。）の長又は乙若しくは乙の所掌する地方機関等の長が丙の会員に依頼を要請した場合は、特別な理由がない限り、丙の会員はこれに応じるものとする。

（緊急的な応急対策）
第3条 甲若しくは事務所等の長又は乙若しくは乙の所掌する地方機関等の長は、非常時等に被害が発生し、必要と認めるときは、被災状況に応じて、丙の会員を特定し、依頼調整を行うものとする。

2 甲若しくは事務所等の長又は乙若しくは乙の所掌する地方機関等の長は、前項に基づき丙の会員を特定する際に使用可能な建設資材の状況、作業可能な人員に関する情報等（以下「資材及び人員に関する情報」を指す。）を丙に求めるものとし、丙は求めに応じて資材及び人員に関する情報を提供するものとする。

ただし、中部地方圏域管内に震度6弱以上の地震が発生した場合、丙は自動的に、資材及び人員に関する情報収集を開始するものとする。

3 甲若しくは事務所等の長又は乙若しくは乙の所掌する地方機関等の長は丙の会員へ出動要





支部対策本部の設置

*本部(緊急災害対策本部)との連携。
発災後半日。

関係行政機関、会員会社との連絡、調整

*主として協定に基づく要請の対応。
発災後半日～1日。

緊急災害対応活動

*災害情報の収集および伝達。
発災後1ないし2日後。

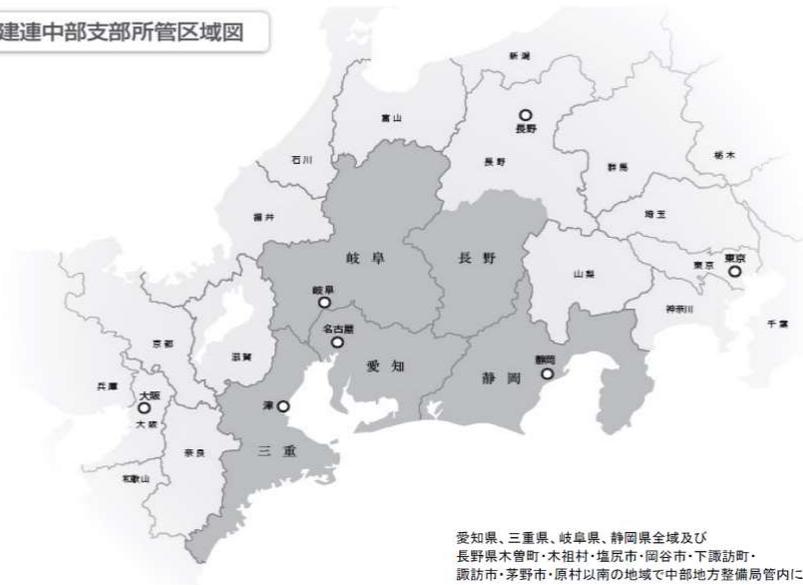
緊急災害対応活動の縮小⇒終了

発災後1ヶ月程度。

支部対策本部の解散

*活動記録の整理・保管。

日建連中部支部所管区域図

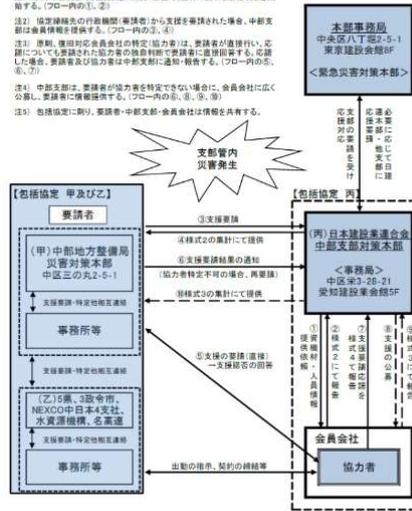


愛知県、三重県、岐阜県、静岡県全域及び
長野県木曾町・木祖村・塩尻市・岡谷市・下諏訪町・
諏訪市・茅野市・原村以南の地域で中部地方整備局管内に該当

応急復旧工事活動支援要請フロー (包括協定による参考例)

包括協定(中部地整他14機関⇄日建連中部支部)

- 注1) 中部地方整備局管内に震度6以上の地震が発生した場合、包括協定に則り、中部支部は「自発的に人員・資機材」を被災地に派兵する(プロ-内の3、5)。
- 注2) 協定締結後の行政機関/権限者から支援を要請された場合、中部支部は委員情報を提供する。(プロ-内の3、4)。
- 注3) 原則、発出時応急委員会の特定(協力者)は、要請者が直接行い、記録についても記録された協力者の独自判断で登録等に適用する。記録した場合、要請者及び協力者は中部支部に通知/報告する。(プロ-内の5、6、7)。
- 注4) 中部支部は、要請者が協力者を特定できない場合に、会員会社に広く公募し、要請者に候補を提供する。(プロ-内の6、8、9、9)。
- 注5) 包括協定に則り、要請者⇄中部支部⇄会員会社は情報を共有する。

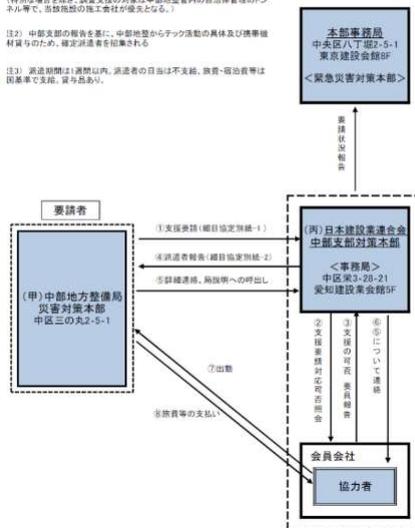


記) 上記、矢印裏線は要請者が協力者を特定できた場合の流れ、破線は特定できなかった場合の流れを示す。

被災状況調査活動支援要請フロー (細目協定による被災状況調査)

細目協定(中部地整⇄日建連中部支部)

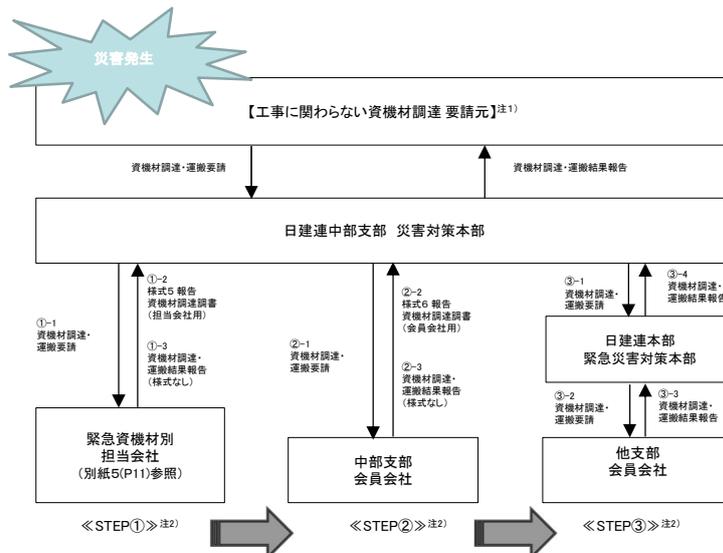
- 注1) 中部地整よりテック支援要請された場合、中部支部はその前会員に調査を向け、調査結果等を中部地整に報告する。(特別な場合を除き、被災支援の対象は中部地整管内の自治体管理のトンネル等で、当該施設の施工会社が優先となる。)
- 注2) 中部支部の報告を基に、中部地整からテック活動の具体及び情報提供材料等のため、確定派遣者を招集される。
- 注3) 派遣期間(1週間以内)、派遣者の日当は不支給、旅費・宿泊費等は出張費で支給、貸与品あり。



緊急資機材別担当会社一覧表

緊急資機材種別	調達等担当会社	【参考】東日本大震災での東北支部調達実績 ＜平成23年3月中＞
仮設トイレ	清水建設 鉄建建設	
仮設ハウス	大成建設 安藤・間	仮設ハウス/279棟
テント(大型テント含む) シート類	鹿島建設 飛鳥建設	大型テント/6棟、テント/517棟 ブルーシート/15000枚、防水シート/2000㎡
燃料油(運送含む)	前田建設工業 三井住友建設	軽油・灯油/15000L 燃料運送(ローリー)/6台
土嚢袋(大型土嚢袋含む) 水中ポンプ等排水機材	五洋建設 奥村組	大型土嚢袋/3500袋、土嚢袋/19800袋 水中ポンプ/5台、ホース類
発電機、照明器具他	大林組 戸田建設	発電機/77機、一輪車/300台、拡声器/44冊
生活用品	熊谷組 フジタ	洗濯機/30台、自転車/12台、布団/300式、 簡易トイレ/3200個、カセットコンロ/500台、 洗剤/20箱、他多数
食料、飲料	竹中土木 西松建設 鴻池組	茶/16000本、水/15300本、 カンパン/3300食、他多数

工事に関わらない資機材調達・運搬活動要請フロー



中部支部管内資機材・人員保有状況(2020年7月1日現在)

調査項目				地域別保有数量				
区分	名称	仕様	単位	愛知県	岐阜県	三重県	静岡県	長野県 (下記地域)
人員	土木技術系社員		人	857	235	165	207	64
	作業員		人	1,369	363	493	436	79
重機	ブルドーザ	10t以上	台	13	5	7	8	0
		10t未満	台	11	6	6	13	1
	バックホウ	0.4m3以上	台	102	41	38	34	4
		0.4m3未満	台	114	26	44	31	9
	ダンプトラック	11t	台	85	40	32	28	6
		11t未満	台	175	26	48	36	9
	バス、ライトバン		台	308	100	118	77	24
	トラッククレーン	5t以上	台	60	6	9	13	0
ユニック		台	67	22	21	31	5	
資機材	水中ポンプ		台	242	69	80	76	24
	発電機		台	149	35	47	49	12
	土嚢		袋	44,485	12,830	14,750	13,150	2,750
	大型土嚢		袋	3,035	1,340	656	1,215	320
	ブルーシート		枚	4,340	990	1,100	660	250

18

18

日建連中部支部災害対策部会の活動

震災対応訓練状況

本部・支部会員企業・中部地整との
連携した防災訓練



中部地方整備局災害対策室に
リエゾン派遣

19

19

1) 多発する自然災害への対応

2) 建設業の課題

- 建設技能者不足への対応
(働き方改革の推進)

建設技能者不足状況

》建設業就業者数の推移

減少する建設業就業者数



(注) 1. 2013年以降は、いわゆる「派遣社員」を含む
2. 2015年度から建設投資額に建築補修(改築・改修)投資額を計上している

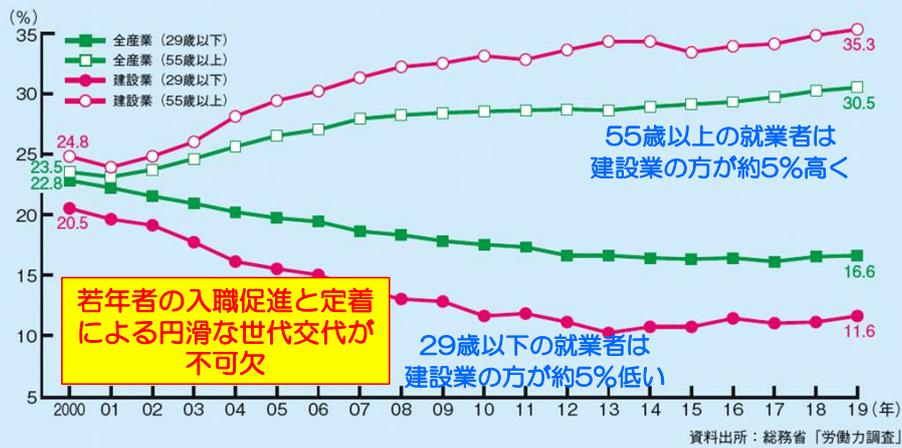
資料出所：総務省「労働力調査」、国土交通省「建設投資見通し」

建設業就業者数は建設投資の減少に伴い、1997年(685万人)をピークとして減少が続いていたが、2010年以降はほぼ横ばいとなっている。2019年はピーク時比72.8%の499万人、その内、建設技能者は327万人(ピーク時(1997年464万人)比70.5%)である。

建設技能者不足状況

建設業就業者の高齢化の進行

加速する高齢化



建設業就業者は、55歳以上が約35%、29歳以下が約12%と他産業と比べ高齢化が著しい。建設業の生産体制を将来に渡って維持していくためには、若年者の入職促進と定着による円滑な世代交代が不可欠である。

建設技能者不足状況

労働時間の推移

長時間労働の現実



(注) 1. 年間労働時間＝年平均月間値×12
2. 調査対象は、30人以上の常用労働者を雇用する事業所

資料出所：厚生労働省「毎月勤労統計調査」

わが国の労働時間数は、1980年代後半以降、週休二日の普及により急速に減少し、建設業においても1988年～98年までの10年間に1割減少するなど大幅に改善した。しかし、建設業は依然として他産業よりも労働時間が長く、2019年は調査産業計に比べて約300時間増の長時間労働となっている。

中部支部の取組（けんせつ小町の活躍）



けんせつ小町アドバイザーチーム (2018年 新設)



女性技術者 意見交換会

中部支部の取組（学生向け活動）

学生交流ひろば（建設技術フェア）



学生からの質疑に回答



学生現場見学会（土木・建築）



山王橋雨水幹線下水道築造

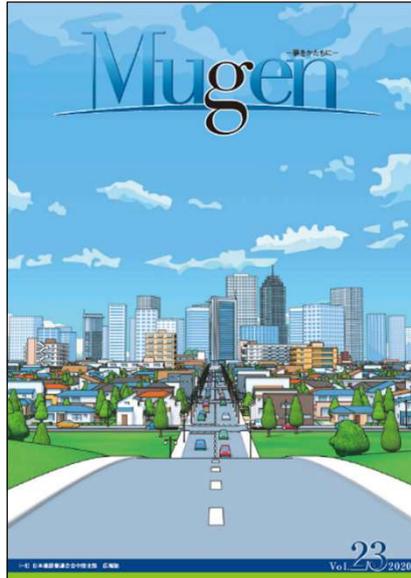


愛知県常滑大規模展示場

中部支部の取組（市民見学会、広報誌）



ニチレイ・ロジスティクス東海



広報誌 Mugen

26

26

中部支部の取組（建設施工技術研修会）

建設施工技術研修会2020 生産性向上のために（人手不足に対応する省人化技術）



27

27

中部支部の取組（意見交換会）



中部支部の取組（働き方改革）

週休三日がつくる
建設業の未来

建設業 週休二日
すべての事業者も、週休二日に。

標榜心ものを 地味な業種に
一般社団法人 日本建設業連合会
JFCA JAPAN FEDERATION OF CONSTRUCTION CONTRACTORS

働き方を変える。建設業を変えていく。
CHANGE

建設業は社会資本構築の要であるとともに国民経済を下支えし、同業種には最先端で地域社会の安全・安心の確保を担う重要な役割を果しています。ところが「労働力が不足」「休日が少ない」といった業種の課題により、入職者が減少し続けています。

小さな気付きや行動から働く環境を変えていく。働き方改革が次世代の働き手を増やします。

長時間労働

建設業の労働時間平均は全業種の平均と比べて、年約約 300 時間も多く、長年従事するほど過剰の傾向となっています。

高年齢化

建設業従事者の高年齢化は進む一方、若年層の入職は減っており、今後の労働力の発生で深刻な人材不足が懸念されます。

少ない休日

4 週休 5 日程度で達成できている職種は、約 10% にとどまっています。
*1 週（5.2 日）で 104 日の総務

出典：厚生労働省「労働時間調査」
（最新）令和 3（2021）年調査

出典：厚生労働省「労働力調査」
（最新）令和 3（2021）年調査

出典：建設業「労働時間調査」
（最新）令和 3（2021）年調査

中部支部の取組（働き方改革）

時間外労働の上限が設定されます。

厚生労働省

「働き方改革関連法」の施行により、法律で定められた上限を超える時間外労働はできなくなりました。建設業は2024年4月から時間外労働の上限規制が適用されるため、長時間労働の改善が喫緊の課題です。

法律による上限
旧 年720時間
新 年360時間
法定労働時間 1日8時間

労働時間中80時間以内
月100時間未満
（労働時間外労働時間を含む）
年間の上限です

工期の基準が明示されました。

国土交通省

2020年10月に施行の「改正建設業法」において、適正な工期を設定することが求められました。その基準として「工期に関する基準」が制定され、著しく短い工期での請負契約の締結が禁止されました。

適正な場合には国土交通大臣等が、工事の発注者に対して勧告を行うことができること新たに明記されました。

発注者へのお願い
発注者の選定に向けた働き方の理解等にご協力をお願いします。
日建連の「建設業界正工期標準プラットフォーム」や建設者の「工期設定意識システム」等を参考にしてください。適正工期の確保にご理解をお願いします。

建設会社が順守すること
日建連会連合会は4課の基準をベースに「工期に関する基準」を考慮した工期設定を行い、工期の短縮もり考慮します。
工事発注に際しては、現場の特性を踏まえた標準工期に努めます。

30

日建連の取組（建設キャリアアップ）

「建設キャリアアップシステム シンボルマーク」

① 技能者情報等の登録

【事業情報】
・ 番号
・ 所在地
・ 建設業許可情報
等

【技能者情報】
・ 個人情報
・ 保有資格
・ 社会保険加入状況
等

【現場情報】
・ 現場名
・ 工事の内容
等

② カードの交付・現場での読取

技能者にカードを交付

現場入場の際に読み取り

③ 技能者の能力評価

技能者の処遇改善が図られる環境を整備

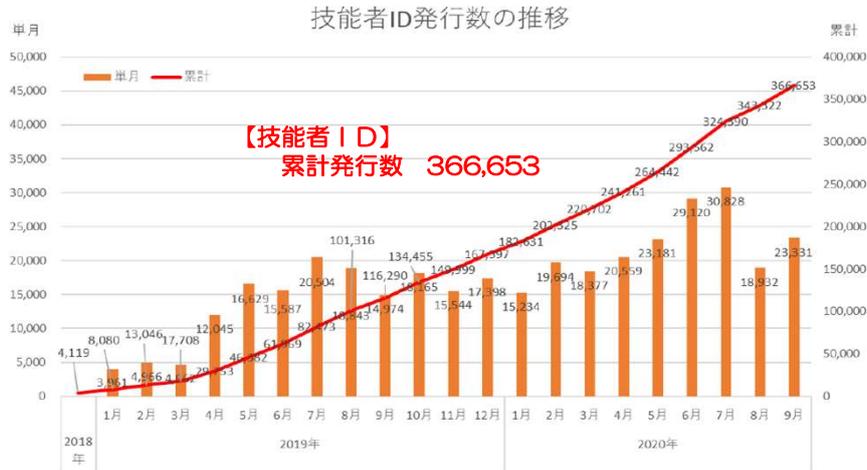
※システム運営主体（一財）建設業振興基金

○各会員への説明会の実施
○事務局にて相談窓口の設置
○建設業振興基金との意見交換会

31

日建連の取組（建設キャリアアップ）

CCUSの登録数（2020年9月末）

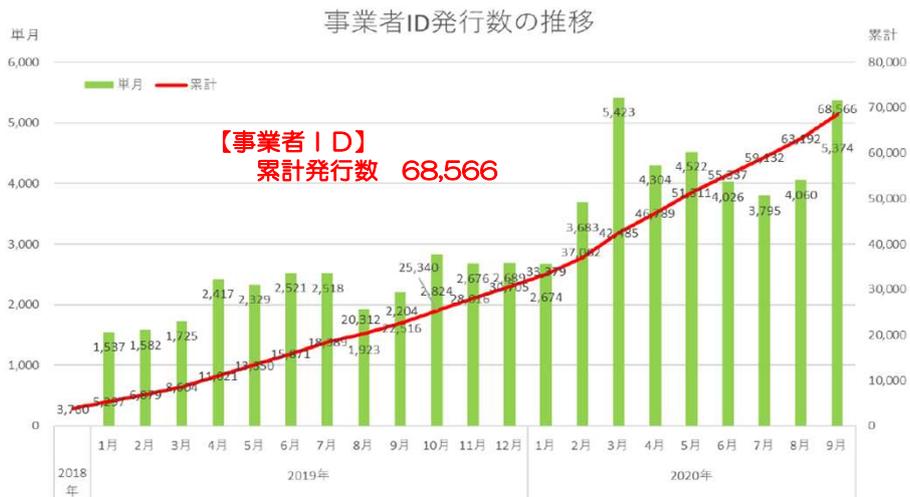


32

32

日建連の取組（建設キャリアアップ）

CCUSの登録数（2020年9月末）



33

33

公共工事におけるCCUS活用に向けた取組

国土交通省

- 建設キャリアアップシステム(CCUS)の普及・活用により、技能者の処遇改善等を図るため、技能者側のメリット向上(建退共との連携等)に加え、公共工事発注者によるモデル工事の実施などによりCCUSの利用促進を図っているところ。
- 国の直轄モデル工事や都道府県における加点評価など、公共工事における取組は確実に進んでおり、更にこれらを独法・特殊会社等に水平展開すべく各機関に要請中。

国直轄工事

R2年度より、モデル工事を試行

事業者登録率・技能者登録率・就業履歴蓄積率(カードタッチ率)を確認の上、達成状況により工事成績評定で加点

【一般土木(WTO対象工事)】
○CCUS義務化モデル工事
(地方整備局毎に1件程度)

※カードリーダー設置費用、現場利用料(カードタッチ費用)について、実績に基づき、発注者が負担

○CCUS活用推奨モデル工事
(地方整備局毎に3~4件程度)

※地元業界の理解を踏まえ、直轄リンク工事において、CCUS活用推奨モデル工事を試行

【営繕工事】

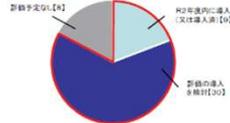
○CCUS活用推奨営繕工事
(全国で10件程度)

地方公共団体

国土交通省より、直轄事業でのモデル工事や先行する県による総合評価での加点等を踏まえた取組を要請(R2.4)

○都道府県のうち8割が企業評価を導入又は検討中

【都道府県の導入・検討状況】



※市町村に対しても要請済み。今年度、市町村等の導入状況をフォローアップするとともに、働きかけを更に強化。

独法・特殊会社

国土交通省より、独立行政法人等に対してCCUS活用を周知(R2.4)

○UR都市機構においてモデル工事の実施に向けた枠組みについて検討中。今後、(直轄工事等)先行実施事例を参考に実施工事を選定予定。

○水資源機構におけるCCUS活用に向け検討中

○高速道路株式会社におけるCCUS活用に向け検討中

6

34

34

END

ご清聴ありがとうございました。

35

35